**平成２３年（フ）第５３８号**
兵庫県姫路市東辻井４丁目１番52号　ドミール東辻井206
債務者　松本　光江
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第１８９号**
新潟県十日町市四日町1821番地１
債務者　山本　僚哉
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第１９６号**
新潟県見附市庄川町2104番地２
債務者　諏佐　泰央
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２１８４号**
愛知県知多市佐布里字長田脇21番地の48
債務者　東島　里紗（旧姓宮﨑・中野）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２１８５号**
名古屋市中川区福船町４丁目１番地の７　パークハイツ510―103号
債務者　岡本登美男
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２２２９号**
名古屋市南区豊１丁目37番５号　コーポ亀高301号
債務者　江向亜由美（旧姓屋良）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９９号**
三重県志摩市志摩町和具1866番地
債務者　石原　千畝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第１０３号**
三重県度会郡南伊勢町古和浦230番地
債務者　西脇　一昭
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２３年（フ）第２１９号**
岡山県倉敷市川西町21番25号
債務者　佐瀬　尚保
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２２０号**
岡山県倉敷市川西町21番25号
債務者　佐瀬　玲子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２２１号**
岡山県倉敷市川西町21番25号
債務者　三宅　延枝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２６号**
岩手県宮古市崎山第３地割113番地56
債務者　田代　　智
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

**平成２３年（フ）第５１３号**
川崎市宮前区東有馬５丁目15番32―204号
債務者　杉山　　功
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５５７号**
川崎市高津区上作延360番地２
債務者　岩佐　直昭
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３９５号**
愛知県安城市榎前町向山５番地28
債務者　山下　準一
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月７日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第８６号**
熊本県八代市岡町谷川1292番地
債務者　中村マツメ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２３年（フ）第８７号**
熊本県八代市岡町谷川1292番地
債務者　中村　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部